

みどりしんきんチャレンジファンド「医療介護等関連事業支援ローン」  
(みどりのメディ・ケアサポートローン)

(平成30年12月17日現在)

1. 商品名 (愛称)	○みどりしんきんチャレンジファンド「医療介護等関連事業支援ローン」 (みどりのメディ・ケアサポートローン)
2. 取扱総額	○みどりしんきんチャレンジファンドの取扱総額が35億円に達した場合は、取扱を終了します。
3. ご利用いただける方	○次の(1)から(2)の要件をすべて満たす医療事業者(注1)または介護関連事業者(注2)にご利用いただけます。 (1) 当金庫の会員資格を有する法人又は個人事業主であること。 ① 法人は株式会社(特例有限会社を含む)、医療又は社会福祉法人であること。 ② 個人事業主は申込時25歳以上65歳以下かつ完済時が70歳以下であること。 (2) 医療・介護・健康又は高齢者関連施設が当金庫の営業地域内にあること。 (注1) 病院事業を営む個人開業医、医療及び社会福祉法人を指します。 (注2) 介護老人保健施設、介護老人福祉施設、サービス付高齢者住宅、グループホーム等を営む医療及び社会福祉法人を指します。 (注1)(注2)とも当該施設内での調理等の関連事業を請け負う株式会社を含みます。
4. お使いみち	○医療・介護・福祉関連施設の開設経営に必要な資金(運転資金・設備資金)
5. ご融資金額	○運転資金 200万円以上2,000万円以内 ○設備資金 200万円以上2億円以内
6. ご融資期間	○運転資金7年以内、設備資金15年以内
7. ご融資利率	○当金庫所定の審査により決定します。 ○固定型金利 ご融資期間 運転資金7年以内、設備資金10年以内とします。 ○変動型金利 ご融資期間5年超の場合は固定型金利適用期間終了後(5年)、1年毎に金利を見直します。ただし、案件によっては1年毎・2年毎・3年毎・5年毎のいずれかの方法により金利を見直す方法を選択することもできます。 ○変動型金利は「金庫長期貸出適格金利」を基準金利とします。 ○変動型金利は基準金利変更に伴い変動幅と同じだけ引き下げ又は引き上げられます。 ○変動型金利は当初貸付利率を下限利率とします。
8. ご返済方法	○個別案件毎に決定させていただきます。
9. 担保	○原則として融資対象施設及び事業の運営に利用する敷地を担保とし、抵当権又は根抵当権を設定させていただきます。ただし、資金使途が運転資金の場合や賃借物件に入居する診療所の設備資金等の場合には無担保でも取り扱うことがあります。 ○担保として抵当権又は根抵当権を設定した施設等につきましては、原則として融資期間を担保する期間の事業用施設に対する火災保険にご加入いただき、その保険に対し質権を設定いたします。
10. 保証	○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき検討させていただいた結果、法人の代表者等に連帯保証人となっていただくこともあります。なお、担保提供者は物上保証人とします。 ○広島県信用保証協会の保証をご利用いただく場合があります。なお、保証に際しては保証料が必要となります。

<p>11. 手数料等</p>	<p>○ご融資に際しては事務手数料が必要となることがあります。</p> <p>① 不動産に担保を設定する場合の不動産担保調査手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定額が5,000万円未満の場合は21,600円</li> <li>・ 設定額が5,000万円以上の場合は32,400円</li> </ul> <p>② 契約期限前に全額返済された場合（完済）の事務手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返済金額が300万円未満の場合は10,800円</li> <li>・ 返済金額が300万円以上の場合は32,400円</li> </ul> <p>③ 約定書・契約書の変更事務手数料</p> <p>債務者・割賦返済金・返済日・担保物等の変更や返済期日の延長を行う場合は、他の融資金と併合する場合も含め5,400円</p> <p>④ 融資証明書や残高証明書の発行手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資証明書（1通あたり） 5,400円</li> <li>・ 融資残高証明書（1通あたり） 540円</li> </ul>
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店又は業務部業務課（9時～17時、電話：0824-72-5588）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫の営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京以外の各地のお客様にもご利用いただけます。</p> <p>その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫業務部業務課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>○お申込みに際しては当金庫所定の審査がございます。当金庫の審査基準に適合しない場合などご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○お申込み中であっても当金庫の取扱金額の総額が上限に達した場合はお取扱いを終了させていただきます。</p> <p>○当金庫でお借入されている資金については本資金をご利用いただけません。</p> <p>○対象施設の診療（介護）報酬等の受取口座は原則として当金庫におけるお客様の口座を指定してください。</p>
<p>14. サポート体制</p>	<p>○本商品は「広島県サポート型金融登録商品」です。</p> <p>当金庫では、担保や保証人に過度な依存をせず、その事業の将来性等に着目した融資の提供を通じて中小企業の円滑な資金調達の実現を目指しております。その中で、ご融資先に対して以下のことを通じて、積極的に中小企業経営をサポートしてまいります。また、1ヶ月に1回程度のご融資先への訪問を実施し、その企業の課題解決にリアルタイムに応じていきます。</p> <p>① 事業承継サポート</p> <p>地域中小企業の世代交代を円滑に進め、事業継続の可能性を拡大させるべく、外部専門家（独立行政法人 中小企業基盤整備機構 以下、中小機構という）と連携</p>

して、事業承継計画の策定から検証・実行に至るまでを包括的にサポートいたします。

② 情報収集・情報交換

当金庫の主要営業エリアである「庄原市」「三次市」内で中小企業経営を行っている若手経営者により「若手経営者の会：みどりしんきんSBC」を組成し、定期的な勉強会や情報交換会開催を通じて、地域に根ざした経営サポートに取り組んでおります（年会費：10,000円、募集人員上限なし）。

【勉強会の具体例（勉強会への参加は原則無料）】

- ・ 中小機構の「事業承継コーディネーター」による事業承継セミナーの開催等。
- ・ 各会員の事業等に関する「体験発表会」の開催（例年2月）。
- ・ 国内企業視察の実施。
- ・ 本会を通じての「異業種交流」の場を提供（3ヵ月毎程度）

③ 「なんでも相談」制度

中小企業・小規模事業者からの経営上の「お困りごと」について、無料の専用ダイヤルを開設して問題解決に取り組んでおります。具体的には、当金庫の人的ネットワークを活用しての各種専門家（弁護士・税理士・公認会計士等）や専門業者の紹介等を行うことが可能です（個人の利用も可）。